

ニューヨーク日本人学校PTO会則

第1章 名称

第1条

本会は、ニューヨーク日本人学校PTO (英文名称をPTO of the Japanese School of NY Inc) と称す。事務所をニューヨーク日本人学校に置く。

第2章 目的

第2条

1. 本会は、本校児童生徒の健全な育成を図るため、会員が会員としての自覚と責任のもとに協力しあって、本校教育の推進向上を援助するとともに、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。
2. 本会は非営利団体として、米国国税法501(C)(3)の趣旨にのっとり、慈善的、科学的、学術的、および教育的な目的のために活動する。

第3章 基本方針

第3条

本会の基本方針は、次の通りとする。

- a. 非商業的であり、どの宗派、党派にも属さない。
- b. 学校が運営方針を決定する過程に参加することを求める。
- c. 収益金が一部の会員、役員利益のために使われたり、分配されたりしてはならない。但し第2章で定められた本会の目的を推進する上で必要なサービスに対して、本会で認められている範囲において、適切と思われる金額を支払うことを承認する。
- d. 米国国税法501(c)(3)により連邦所得税を免除されている団体、および米国国税法170(c)(2)によりその団体への寄付が所得控除できる団体が禁じられているいかなる活動も行ってはならない。
- e. 本会が解散する場合、本会の負債、債務を支払った後に残存する資産は、国税法501(c)(3)による税控除の資格を有し、その目的がニューヨーク日本人学校PTOと一致するひとつ、ないしは複数の非営利基金、財団、団体へ分配する。
- f. 本会、そして役員立場においての会員は、直接的、間接的にかかわらず、いかなる公職選挙の候補者を支持、不支持する政治活動に参加、介入してはならない。

第4章 会員資格および会費

第4条

1. 本会の全会員は、本会に年会費を支払う。
2. 本校に在籍する児童生徒の保護者及び本校教職員の全ては本会の会員とする。
3. 本会の経費は、会費及びその他寄付金等の収入をもってあてる。
4. 会費は、前期(4月~9月)、後期(10月~3月)別単位において、1世帯ごとに定められた金額を年間2回5月と11月に徴収する。
5. 単位期間中10日(休業日を除く)以上会員であった場合は、期額を全納するものとし、払い戻しは行わない。
6. 会費の増減額は、総会の承認を必要とする。

第5章 役員及び会計監査

第5条

本会は、次の役員及び会計監査を置く。会長を除いた役員数は、諸事情に応じて増減することができる。

- (1)会長1名、(2)副会長3名(うち学校側1名)、(3)会計2名、(4)書記1名、(5)初等部代表1名、(6)中等部代表1名、(7)会計監査2名、(8)ファンドレージング2名(必要に応じて設置)、(9)特別補佐2名(必要に応じて設置)

第6条

1. 役員及び会計監査は、総会にて承認されなければならない。

2. 執行部会は、役員選考委員会として、保護者役員候補の選考にあたる。
3. 保護者役員の選考は、原則として1月に、必要がある場合には臨時に行われる。
4. 役員選考委員会は、被選考者の同意を得て、総会にて執行部案を提出する。
5. 教員役員は、学校側で選考する。
6. 帰国、転任等で、役員及び会計監査が欠けた場合、及び特別補佐が必要と判断された場合は、執行部会が、補充の役員及び会計監査、特別補佐を選考し、被選考者の同意を得て、選任する。

第7条

1. 役員及び会計監査の任期は1年とし、再任をさまたげない。
2. 役員及び会計監査は4月に始まる運営年度初めに行われる総会で承認を得た時点で任務に就任する。
3. 役員は執行部会の内容に関して守秘義務を負う。
4. 役員及び会計監査は、任期が満了しても、新しい役員及び会計監査の就任までは、その任務を遂行する。
5. 補充により就任した後任の役員及び会計監査の任期は、前任者の残存期間とする。
6. 役員及び会計監査は、その任期終了までに、後任者に対し、任期中の業務内容の詳細について、引継ぎを行う。
7. 任期を終えた役員及び会計監査は、後任者からの依頼によってのみ助言を行う。

第8条

役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、各機関における決議事項の執行に責任を負う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の長期不在及び事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、次の会計業務を行う。
 - a. 本会の資金管理を行う。
 - b. 本会の口座管理を行う。
 - c. 本会で可決された予算で認められた支払いをする。
 - d. サイン権者が小切手を振り出し、また、取引に関する証票を保管する。
 - e. 受領と支払いをPTO帳簿に正確に記録する。
 - f. 執行部会よりの請求がある度、財務一覧表を提供する。
 - g. 財務状況の年次決算書を作成する。
 - h. 年次監査の調査結果を執行部会に提出する
4. 書記は、次の記録事務を行う。
 - a. 総会及び執行部会の議事並びに本会の活動に関する重要事項を記録し、必要に応じて会員に報告する。
 - b. 過去の会議の記録を準備し必要なときいつでも読めるようにしておく。
 - c. 現行の会則の写しを持つ。
 - d. 会員名簿のメンテナンスを行う。
5. 初等部代表は、クラス代表を統括する。
6. 中等部代表は、クラス代表を統括する。
7. ファンドレージングは、ファンドレージング業務を行う。
8. 会計監査は、毎年3月に終了する会計年度の会計を監査し、その結果を執行部会に報告する。

第6章 クラス代表

第9条

1. 各学級に、クラス代表を1名置くこととし、学級会で選出する。
2. 初等部及び中等部の担当教員は、学校側で各2名選出する。

第10条

1. クラス代表が帰国、転勤等で欠けた場合は、選出母体において補充する。
2. 任期に関しては、第8条に準ずる。

第11条

初等部代表、中等部代表及びクラス代表は、当該部会及び当該学級の企画、運営にあたる。

第7章 機関

第1節 通則

第12条

1. 本会に、次の機関を置く。
(1)総会、(2)執行部会、(3)初等中等部会（初等部会、中等部会）(4)学級会
2. 校長は、各機関に出席して、意見を述べることができる。

第2節 総会

第13条

1. 総会は、全会員をもって構成し、会長が招集する。
2. 定期総会は、運営年度初めに1回、臨時総会は、執行部会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の共同要請があった時に開く。
3. 総会を開くにあたっては、原則として5日前までに、付議事項を全会員に告示するとともに、関係資料を配布することとする。

第14条

総会は、次の事項を行う。

1. 事業報告並びに決算、会計監査報告の承認
2. 事業計画並びに予算の審議、承認
3. 会長、副会長、会計、書記、初等部代表、中等部代表、ファンドレージング及び会計監査の承認
4. 会則改正の承認
5. その他重要事項の審議、承認

第15条

1. 総会の定足数は、委任状を含めて、全会員の2分の1以上とする。
2. 総会の議長及び副議長は、その都度、役員及び会計監査以外の会員の中から選出する。
3. 総会の決議は、出席会員の多数決による。可否同数の時は、議長が決定する。

第3節 執行部会

第16条

執行部会の構成員は本会の会員であり、選出された、会長、副会長、会計、書記、初等部代表及び中等部代表、ファンドレージング（必要に応じて）、特別補佐（必要に応じて）をもって構成する。

第17条

執行部会は、次の事項を行う。

- 1) 本会の基本方針及び運営に関する事項の審議、承認
- 2) 総会及び執行部会に提出する議案の審議並びに事業報告案の承認
- 3) 既決事項に関する業務の処理
- 4) 当該年度予算の執行
- 5) 細則の制定及び改正
- 6) 役員等の帰国、転勤等に伴う後任人事の承認、及び必要に応じた特別補佐の選任
- 7) 初等中等部会及び学級会の活動に関して執行部会が必要と認めた事項の承認
- 8) スクールバス委員会との関連事項の処理
- 9) その他総会付議事項以外の重要事項の審議、承認

第18条

1. 執行部会は、会長が招集する。
2. 会長は、執行部会を原則毎月1回招集する。ただし、執行部構成員の過半数の同意を持って招集を見送ることは可能とする。
3. 執行部会は、次の場合は臨時に招集することができる。
 - 1) 会長が必要と認めた時
 - 2) 執行部会の構成員の3分の1以上の共同要請があった時
4. 会員は、以下の手続きのいずれかにより執行部会の承認を経て、執行部会への動議提出或いは傍聴する

ことができる。傍聴に際しては当該執行部会の内容についての守秘義務を負う。

- 1) 文書をPTOオンライン意見箱に提出する。
- 2) 文書を本校内PTO執行部宛郵送する。
- 3) 文書を学級担任経由でPTO執行部に提出する。

ただし、1)、2)、3)とも記名のないものは無効とする。

役員は、上記の方法以外での会員からの動議提出及び傍聴の要請に応じる義務を有さない。

第19条

1. 執行部会の定足数は、構成員の3分の2以上とする。
2. 執行部会の議長は、会長又は副会長が行う。
3. 執行部会の決議は、出席構成員の多数決による。可否同数のときは、議長が決定する。
4. 執行部会で議長に対する解任動議が提案された場合は、会長はその採決に参加できない。

第4節 初等中等部会

第20条

1. 初等中等部会は、初等部会及び中等部会の総称である。
2. 各部会は、該当学級会のクラス代表並びに学校側の該当部長をもって構成し、会長及び校長の承認のもとに、代表が招集する。
3. 代表の要請する教員は、可能な限り部会に出席する。

第21条

1. 初等中等部会は、該当部会の学年間及び学級間の連絡調整にあたりとともに、教育及びPTO活動の諸問題について協議する。
2. 協議した事項については、主たる内容を執行部会に報告する。

第5節 学級会

第22条

学級会は、該当学級の会員及び担任教員をもって構成し、会長及び校長の承認のもとにクラス代表が招集する。

第23条

1. 学級会は、学級内の諸問題や学級にかかわるPTO活動について協議するとともに、学級の機能を通して、学校及び担任教員と保護者との連絡にあたる。
2. 協議した事項については、主たる内容を該当する初等中等部会に報告する。

第8章 会計年度

第24条

本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日に終了する。

第9章 会則改正

第25条

本会の会則は総会において有効投票者数の過半数をもって改正できる。但し、会則改正はあらかじめ執行部会で承認を経て、その内容が総会での議決に先立ち会員に書面で通知されている必要がある。

第10章 付則

第26条

1. 細則の制定及び改正は、執行部会の決議とする。
2. 細則の制定及び改正の結果は、全会員に報告する。

第27条

1. 本会則は、2022年4月30日より施行する。

ニューヨーク日本人学校PTO細則

1. 役員及び補欠候補者の選出方法

- (1) 会員からの立候補により役員を選出するものとする。
- (2) 立候補のみで役員が決定されない場合は免除対象外の会員の中から抽選で選出する。
ただし、下記 2. に記載の第二次補欠候補者に該当する者および下記 3. に記載の免除対象者は、上記の抽選での役員の選出から免除されるものとする。
- (3) 役員に選出されなかった会員にも第一次補欠・第二次補欠として番号をつけ、任期中に役員に欠員が生じた場合は第一次補欠番号・第二次補欠番号の順に選出する。なお、初等部・中等部代表に欠員が生じた場合においても、学年を問わず、上記の補欠番号順に選出するものとし、同一学年におけるクラス代表と初等部・中等部代表の並存を妨げず、また同一会員による兼任を求めない。
- (4) 委任状を提出している会員の抽選は、執行部役員が代理となり抽選を行う。
- (5) 当該年度バス委員が役員欠員のため上記の補欠番号順に選出される場合、当該役員の仕事を優先する。

2. 第一次補欠候補者および第二次補欠候補者の該当条件

第一次補欠候補者は、役員に選出されなかった会員のうち、「3.役員及び補欠候補者の免除対象」または次に示す第二次補欠候補者のいずれにも該当しない者とする。

第二次補欠候補者は、以下の条件のいずれかに該当する会員とする。

- (1) 過去に執行部役員に就任している会員のうち、2年間の免除期間を経過した者。（3学期に執行部役員に就任した場合は除く。但し、会計は該当年度の会計監査を担うため、3学期に就任した場合であっても執行部役員に就任したものとみなす。なお、会計監査への就任は本項における執行部役員の就任には該当せず、会計の免除期間はあくまで会計の就任翌年度から起算される。）
なお、該当前年度11月末日の時点で在籍児童・生徒の数が1名のみであり、かつ過去に遡っても当該1名の他に在籍した児童・生徒がいない会員は本項の対象外となり、第二次補欠候補者の選出から免除される。
- (2) フルタイム勤務の会員

3. 役員及び補欠候補者の免除対象

以下の条件のいずれかに当てはまる会員は役員、第一次補欠候補者および第二次補欠候補者の選出から免除される。ただし本人の意思による全ての役職への就任は妨げない。

- (1) 該当年度4月1日の時点で3歳未満の乳幼児がいる。
- (2) 該当前年度の12月1日以降に転入した。
- (3) 過去に執行部役員に就任しており、上記 2.(1)に記載された免除期間中である。または、免除期間を経過しているが、該当前年度11月末日の時点で在籍児童・生徒の数が1名のみであり、かつ過去に遡っても当該1名の他に在籍した児童・生徒がいない。
（3学期に執行部役員に就任した場合は除く。但し、会計は該当年度の会計監査を担うため、3学期に就任した場合であっても執行部役員に就任したものとみなす。なお、会計監査への就任は本項における執行部役員の就任には該当せず、会計の免除期間はあくまで会計の就任翌年度から起算される。）
- (4) 該当年度4月1日の時点で本校在籍の9年生になる生徒がいる。
- (5) 病気療養中(原則診断書を執行部に提出するものとする)、妊娠中、その他の特別な理由で就任が不可能だと認められる。
- (6) すでに帰国、転校等の理由で退学届けを提出済み。
(但し、届出提出日から退学までの期間が120日以上残っている場合は、その限りではない)
- (7) 本校教員及びその配偶者。
- (8) ニューヨーク日本人教育審議会の理事または委員及びその配偶者。但し会長職に限る。
- (9) アップル学級在籍者。
 - ※ バス委員経験者は免除対象にならない。
 - ※ 上記の免除対象該当者は、「PTO執行部役員選出届出フォーム」にその旨を記入し担任の先生に提出する。免除対象(5)に該当するものは、届出用紙に記入し、封筒の表に「PTO執行部宛」と明記し厳封の上、担任の先生まで提出すること。

4. 本細則は、2023年4月30日より施行する。

年月日	バージョン	更新箇所	更新理由
2022年4月30日	1.0		変更履歴を残すため初版と定める。
2023年4月30日	1.1	3. (9)	「但し親学級のクラス代表及び初等部・中等部代表に限る」を削除。免除対象が明確でないため不要と判断した。